

更生保護官署における被害者等関係の研修や内部検討について

更生保護官署においては、被害者等関係につき、以下のように、研修を行い、内部検討を行っている。

第1 被害者担当官などへの研修・内部検討

1 新任被害者担当官等研修

(1) 目的

当年度新たに、地方委員会において犯罪被害者等施策に係る事務を主に担当する保護観察官及び保護観察所の被害者担当官となった者に対し、犯罪被害者等が置かれている実状を認識させるとともに、犯罪被害者等施策を適切かつ効果的に遂行するために必要な知識、技能等を習得させること

(2) 内容

毎年4月頃開催。概ね次のような内容で実施（時間数は平成30年度実績）。

- ア 犯罪被害者等施策の制度概要に関する講義・事例検討等 保護局 450分
- イ 犯罪被害者等施策の制度実践に関する講義 保護観察官等 175分
- ウ 被害者等の心理と援助方法 学識経験者 90分
- エ 各段階における被害者支援 警察・検察・民間支援団体・自治体 260分
- オ 被害者対応のロールプレー 民間支援団体 180分
- カ 被害者等の講話 被害者等2名 180分

2 被害者担当保護司研修

(1) 目的

更生保護における犯罪被害者等施策の円滑な実施のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等からの相談への対応や支援の実施に当たり必要な実践的知識の習得及び技能の向上を図ること

(2) 内容

毎年9月頃開催。概ね次のような内容で実施（時間数は平成30年度実績）。

- ア 犯罪被害者等施策の制度に関する講義・事例検討等 保護局 200分
- イ 被害者対応のロールプレー 民間支援団体 180分
- ウ 被害者等の講話 被害者等 180分

3 被害者担当官等地方別協議会

(1) 目的

各庁の現状を共有し、被害者等施策の一層効果的な運用を図ること

(2) 内容

毎年末頃開催。その年度ごとに複数の協議題（例えば、被害者等による制度利用の利便性を高めるための方策、処遇部門と被害者の担当との連携の在り方、関係機関との連携の在り方など）を設定し、全5ブロックにて協議を実施

第2 処遇部門の保護観察官などへの研修

1 保護観察官中等科研修

(1) 対象

原則として、地方委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から3級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮して、地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者。

(2) 内容

毎年、新任の保護観察官がその職務の遂行に必要とする、被害者等施策に関する概要等について、保護局職員又は被害者等の支援者による講義形式にて実施（時間数は、平成30年度実績で合計280分）。

2 保護観察官専修科研修

(1) 対象

地方委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から3級までの新任保護観察官のうちから、原則として、中等科研修終了後1年以上を経過し、平素の勤務成績等を考慮して、地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者。

(2) 内容

毎年、保護観察官がその職務遂行に必要とする犯罪被害者等施策の実務について、担当保護観察官による講義形式及び被害者等の講話形式にて実施（時間数は、平成30年度実績で合計120分）。

3 保護局関係職員高等科研修

(1) 対象

保護局、地方委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）3級から5級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮して、保護局長又は地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者。

(2) 内容

毎年、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官がその職務の遂行に必要とする、被害者等施策に関する歴史的経緯、施策の意義・留意点等について、保護局職員による講義形式及び事例研究形式にて実施（時間数は、平成30年度実績で合計300分）。

4 社会復帰調整官初任研修

(1) 対象

保護観察所に勤務する新任の社会復帰調整官について、地方委員会委員長が推薦し、研究所長が定めた者。

(2) 内容

毎年、新任の社会復帰調整官がその職務の遂行に必要とする、被害者支援に関する概要等について、保護局職員又は被害者等の支援者による講義形式にて実施

(時間数は、平成30年度実績で合計180分)。

5 社会復帰調整官専修科研修

(1) 対象

おおむね行政職(一)2級から3級までの社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任者研修終了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮して、地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者

(2) 内容

毎年、新任の社会復帰調整官がその職務の遂行に必要とする、医療観察制度における被害者への対応について、有識者による講義形式にて実施(時間数は、平成30年度実績で合計180分)

5 企画調整特別研修

(1) 対象

地方委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから、保護局長又は地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者。

(2) 内容

毎年、総務課長及び企画調整課長がその職務の遂行に必要とする、被害者等施策に関する歴史的経緯、施策の意義・留意点等について、保護局職員による講義形式にて実施(時間数は、平成29年度実績で合計180分)

6 保護局関係職員初等科研修

(1) 対象

地方委員会及び保護観察所において、新規採用された行政職俸給表(一)の適用を受ける職員(国家公務員採用総合職試験合格者及び社会復帰調整官を除く。)のうちから、関東地方更生保護委員会委員長が定めた者

(2) 内容

毎年、更生保護官署職員として働く上で必要とされる、犯罪被害者等施策に関する概要等について、被害者等施策を担当する保護観察官による講義形式にて実施(時間数は、平成30年度実績で合計120分)

7 保護局関係職員管理科研修

(1) 対象

地方委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから、地方委員会委員長が推薦し、法務総合研究所長が定めた者

(2) 内容

毎年、被害者等の講話形式にて実施(時間数は、平成30年度実績で合計90分)

8 自庁研修

(1) 対象

地方委員会及び保護観察所に勤務する職員全般。

(2) 内容

各地方委員会及び保護観察所は、職員研修の一環として、毎年、各庁が企画して独自に研修を行うこととされており、その中で、犯罪被害当事者による講話や、被害者等の支援者や学者による講義形式により、職務の遂行に必要とする被害者等に係る知識について、研修が実施され得る。

9 指導力強化研修

(1) 対象

初めて再任された2期目の保護司のうち、処遇経験等を考慮して保護観察所の長が適当と認めた者

(2) 内容

毎年、初めて再任された2期目の保護司がその職務に必要とする、犯罪被害者等施策の概要、心情等伝達制度と保護観察対象者の処遇に関する留意点等について、適宜の形式にて実施（時間数の指定はないが必ず実施）。